|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 質問内容 | 回答 |
| １ | ・公募要領　８　契約手続きについて　（２）支払いについては、精算払いとなっているが、概算払いでは、まったく無理なのか。精算払いのみでは、小規模の法人は応募できない。 | 原則、精算払いとしますが、契約の際に大阪府と協議により、概算払いも可能とします。なお、概算払いが前提のご提案の場合、提案書類に「概算払いでの提案であること」を明記ください。 |
| ２ | ・仕様書Ｐ ４「再委託は原則禁⽌とする。ただし、Web 作成等、専⾨性等から⼀ 部を受注者において実施することが困難な場合や、⾃ら実施するより⾼い効果が期待される場合は再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、予め⼤阪府と協議し、承認を得ること。」とありますが、過去の実績等により自ら実施するより高い効果が期待されるために、相談対応業務を再委託により実施することは可能でしょうか。また、その場合の委託金額の上限について、本事業の全体の委託金額の半分以下である等の条件はございますでしょうか。 | 「相談対応業務を再委託により実施すること」が「⾃ら実施するより⾼い効果が期待される場合」は、契約に際して大阪府と協議のうえ、その再委託がやむを得ないと認める部分について、再委託を承認いたします。また、再委託の上限金額につきましては、お見込みのとおり、委託金額の相当部分（50％）を超えるものについては、承認いたしかねます。 |
| ３ | ・様式１受付番号は未記載として提出しても差し支えないでしょうか。 | 問題ございません。 |
| ４ | ・様式２企画提案名には、任意の名称を記載しても差し支えないでしょうか。 | 問題ございません。 |
| ５ | ・様式４共同企業体で応募する場合、事業者名欄には共同企業体の名称を記載の上、構成員の実績を記載する形で提出して差し支えないでしょうか。 | 問題ございません。 |
| ６ | ・公募要領　P１委託上限額について「28,560,000 円（消費税及び地方消費税を含む）」と記載されておりますが、様式3応募金額提案書等に記載する提案金額合計が、 28,560,000円（消費税及び地方消費税を含む）の場合でも、委託可能な金額の範疇となり、審査対象となると理解して差し支えないでしょうか。 | 問題ございません。 |
| ７ | ・様式６赤字部分については、提案者が任意の内容を記載した上で提出しても差し支えないでしょうか。 | 問題ございません。 |
| ８ | ・公募要項　Ｐ４定款又は寄付行為の写し（１部、３ヶ月以内の日付で原本証明をしたもの） の原本証明の証明方法は、提案者での証明としても差し支えない でしょうか。 | 問題ございません。なお、共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体）で企画提案する場合は、共同企業体すべての構成員についての定款又は寄付行為の写しを提出してください。 |
| ９ | ・様式1,2,3,4,5,6,9,10,11,12押印の必要箇所は「印」と記載されている箇所、使用印鑑箇所の他、 様式６, ９と理解して差し支えないでしょうか。 | 押印箇所については、押印の必要箇所は「印」と記載している箇所及び使用印鑑箇所になります。様式６.９につきましては、押印の必要はございません。 |